

---

## 第3章 健康危機管理の充実強化

第1節 健康危機平常時の対応

第2節 健康危機発生時の対応



## 第3章 健康危機管理の充実強化

健康危機管理とは、「食中毒、感染症、毒物・劇物、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生じる市民の健康と生命の安全を脅かす事態」に対して、それに起因する健康被害の発生予防、拡大防止、医療・救護などに関する業務です。

国内では、学校給食による O157 集団食中毒事件、地下鉄サリン事件、毒物混入ギョーザ事件などが発生し、海外での SARS（重症性呼吸器症候群）の発生に対しても、国内での健康被害を最小限に止めるための緊急対応が行われています。

また、市においては、平成7年1月に都市型の大規模災害である阪神・淡路大震災や平成21年5月の国内初の新型インフルエンザ（A/H1N1）の健康危機対応を経験しています。

これらの健康危機に対して、迅速かつ適切に対応するためには、健康危機管理を行う体制づくりが重要です。

健康危機管理の体制構築にあたっては、それぞれの保健衛生部門の役割をあらかじめ明確にして、健康危機情報の収集と健康危機管理体制の管理責任者と保健衛生部門との間で指揮命令が、迅速かつ適切に行われるとともに、他の関係機関及び関係団体との連携・調整が確保されることが必要です。

そのためには、健康危機が発生した場合の危機管理体制について定めたマニュアルの整備と、その有効性を検証するための訓練や適切に対応できる人材の育成、必要な機器及び機材の整備などを充実することが必要です。

市では、「神戸市保健福祉局健康危機管理基本指針」及び「神戸市保健福祉局健康危機管理要領」を策定し、「健康危機管理マニュアル」の整備・検証を進め、適宜、要領及びマニュアルの一部改正、見直しと追加を行うとともに、本市の健康危機管理の一翼を担う環境保健研究所などとも連携しながら、体制の整備を行っています。

本計画の各論第3章では、安全都市づくり推進計画（神戸市地域防災計画）、神戸市国民保護計画との整合性も踏まえ、平常時の対応、発生時（初動期、拡大期、終息期）のそれぞれについて、その体制と充実すべき内容を示しています。



## 第1節 健康危機平常時の対応

### 主な推進方策

- ❖医療体制の確立と、関係機関との連携による情報収集と共有を図ります。
- ❖地域関係者や施設職員への健康危機管理研修などの支援を行います。

災害、新興・再興感染症、テロ、化学物質による健康被害など、さまざまな健康危機事案が発生し、行政に求められる対応が多様化、高度化しています。このため、専門技術職員の配置や職員の資質向上によって、健康危機発生の未然防止と、その拡大を早期に抑えることができるよう適切に対応する必要があります。

また、市民の健康と生命の安全を確保するため、健康危機に24時間365日迅速かつ適切に対応できる体制を構築するとともに、マニュアルの作成や訓練の実施など発生に備えた体制を整備しています。

### 現 状

#### (1) 健康危機管理の基本指針・要領の作成

市では、健康危機として、食中毒、感染症、毒物・劇物、災害などを想定しています。

健康危機事案の発生に対して、迅速・的確な初動対応が円滑に行われるよう、健康危機管理に関する基本指針や要領を策定し、事前に各職員に、市の方針を明示し、万一の対応方法や役割分担を示しています。

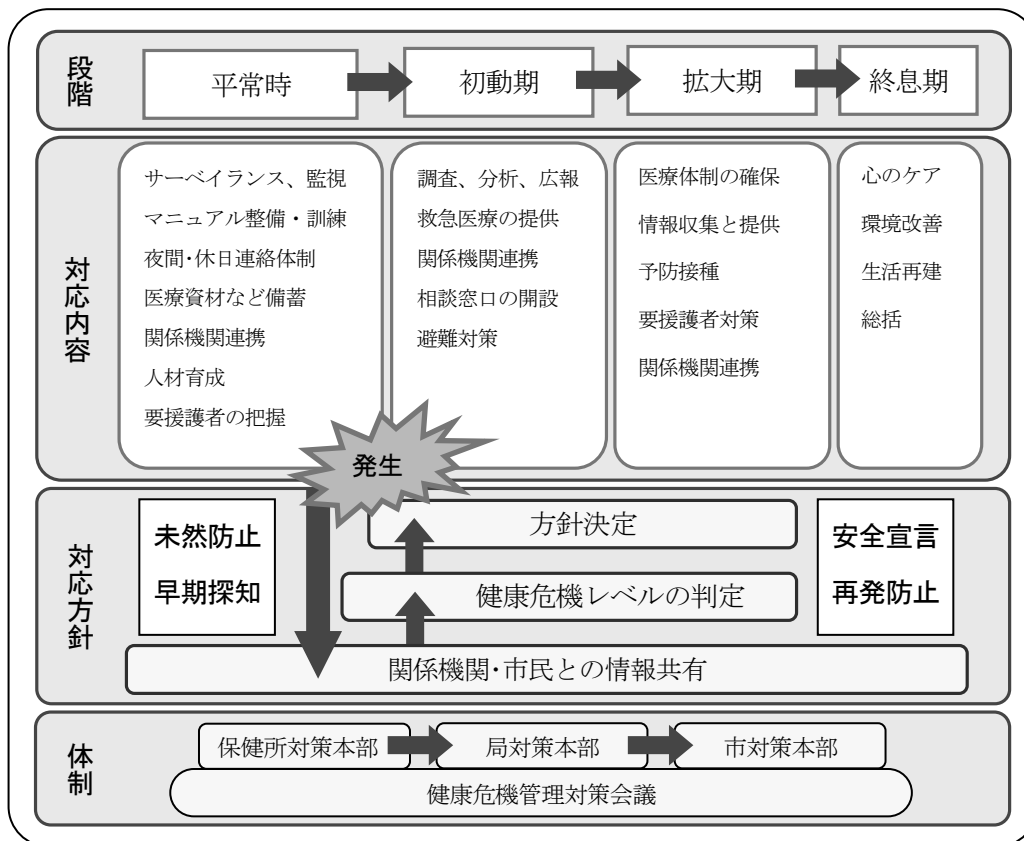
基本指針には、健康危機管理の基本的な考え方や健康被害の発生情報の探知から保健福祉局健康危機管理対策本部の設置、他部局との連絡体制、市災害対策本部の設置及び広報対応、健康危機の各レベルに応じた組織体制などが定められています。

また、要領には健康危機レベル判定基準やそのレベルに応じた体制の整備、初期対応部局とその任務分担、広報及び健康被害回復のための対策などが定められています。

#### (2) 保健所を拠点とした体制の整備

市では、健康危機の発生に備え、保健所を拠点として平常時の監視、指導の実施による未然防止及び夜間休日の連絡体制の整備や、感染症に関しては、神戸モデルによる早期探知のしくみを構築しています。一方で、健康危機の種別やステージに応じたマニュアルの整備と訓練の実施、要援護者の把握など、健康危機の発生に備えた体制を整備しています。

(3) 市の健康危機対応のフロー図



課 題

- (1) 健康危機発生時に備えた医療体制の確立が必要です。
- (2) 関係機関との連携による情報収集とその共有が必要です。
- (3) 健康危機に対応できる人材の育成・確保が必要です。
- (4) 医療資材などの備蓄と配分の検討が必要です。

推進方策・事業展開

- (1) 健康危機発生に備えた医療体制の確立と、関係機関との連携による情報収集と共有を図ります。
- (2) 健康危機発生に備えた医療専門家会議などを設置します。
- (3) 医療機関、警察、消防、地域関係機関などとの連携による情報収集を行います。
- (4) 各種情報システム（医療機関情報システム、インテリジェントシステム、メーリングリスト、空床情報システムなど）の活用による関係機関との情報の共有を図っていきます。
- (5) 市民・関係者などへの知識の普及、情報提供を行います。
- (6) 地域関係者や施設職員への健康危機管理研修などの支援を行います。
- (7) 潜在医療職の再教育と登録を行います。
- (8) 薬剤師会、事業者などとの連携による医療資材の調達と配分の検討を進めます。

## 第2節 健康危機発生時の対応

### 主な推進方策

- ❖ 県と関係機関の連携による災害救急医療の提供を行います。
- ❖ 専門家会議などの開催による情報共有と方針検討を進め、地域関係機関、地域コミュニティとの連携による情報収集と提供を行います。
- ❖ 環境保健研究所や関係機関と連携した健康危機の原因究明の体制を強化します。

健康危機の発生に際しては、国の専門検査機関との連携を始め、医療機関・警察・消防などと連携しながら、救急医療体制の整備、健康危機情報の収集・提供などの業務を行う必要があります。

また、地域の保健医療に精通した保健所・区保健福祉部が、健康危機管理体制の中心となって機能する必要があります。

### 現 状

#### (1) 健康危機における科学的・技術的対応

健康危機への対応と被害回復に必要な技術情報の提供を行うためには、原因物質の分析・特定、病原体の検出などを迅速かつ正確に実施する必要があります。

また、環境保健研究所は、健康危機において、科学的、技術的な対応の中核機関として、保健所や国立感染症研究所と連携した調査、分析を行っています。

#### (2) 個別マニュアルの作成

健康危機は、食中毒、感染症、毒物・劇物、飲料水の汚染など多岐にわたっており、これらの特徴的な健康危機に対応するため、各種個別マニュアル（防疫実務、毒物・劇物対応、高病原性鳥インフルエンザ対応など）を作成し、それらに基づき対応することになっています。

また、市は、阪神・淡路大震災の経験や国内初の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえた「地域防災計画」や「新型インフルエンザ対策実施計画」を策定しています。

### 課 題

- (1) 健康危機発生時の医療体制の確立が必要です。
- (2) 関係機関との連携による情報収集と分析・共有が必要です。
- (3) 健康危機に対応するための人材の確保・育成が必要です。
- (4) 医療資材などの備蓄と配分の検討が必要です。

### 推進方策・事業展開

- (1) 県と関係機関の連携による災害救急医療の提供を行います。
- (2) 専門家会議などの開催による情報共有と方針検討を進め、地域関係機関、地域コミュニティとの連携による情報収集と提供を行います。
- (3) 環境保健研究所や関係機関と連携した健康危機の原因究明の体制を強化します。

- (4) 登録人材などを活用した相談・調査体制を確立します。
- (5) 地域情報の把握を行い、状況に応じた医療資材の提供を行います。
- (6) 終息期には、心のケアや慢性疾患への継続的な医療体制の確立を図ります。
- (7) 生活再建情報や医療、環境情報の収集と提供を行います。
- (8) 登録人材などを活用した生活再建、地域コミュニティの再生支援を行います。
- (9) 課題の整理、必要な備蓄資材の検討を行います。